

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係政令の整備等に関する政令要綱

1. 関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次により関係政令の整備を行うこととする。
 - (1) 知的財産侵害物品に係る認定手続において税関長が輸入者に対し提出を求めることができることとする書類を規定するほか、所要の規定の整備を行うこととする。(関税法施行令第 62 条の 16 等関係)
 - (2) ノルマルパラフィンについて暫定税率を廃止することに伴う所要の規定の整備を行うこととする。(関税暫定措置法施行令第 6 条及び第 32 条関係)
 - (3) 特別緊急関税制度に関し、輸入数量の算出方法について、適用年度の更新に伴う所要の規定の整備を行うこととする。(関税暫定措置法施行令第 14 条関係)
 - (4) 沖縄に係る関税制度上の特例措置である特定免税店制度の対象として、情報通信の技術を利用する方法により購入する物品を追加することに伴う所要の規定の整備を行うこととする。(関税暫定措置法施行令第 41 条及び第 42 条等関係)
2. 貨物の運送のために反復して使用される容器に係る再輸入免税及び再輸出免税の手続について、簡素化措置の対象の拡大を行うこととする。(関税定率法施行令第 16 条及び第 34 条等関係)
3. 関税割当制度の適用を受ける物品につき令和 4 年度の関税割当数量を規定することとする。(関税割当制度に関する政令別表関係)
4. 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営する電子情報処理組織を使用して行うことができる業務を追加することとする。(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第 1 条及び別表関係)
5. その他所要の規定の整備を行うこととする。
6. この政令は、別段の定めがある場合を除き、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとする。